

令和2年5月26日

緊急事態宣言解除後の当会事務局の業務時間について

東京司法書士会

国の新型コロナウイルスの感染拡大に備える改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言及び東京都知事による外出自粛等の要請を受け、当会事務局の出勤縮小を行い、その期限を緊急事態宣言、自粛要請が解除されるまでとしておりましたが、5月25日の緊急事態宣言の全面解除がされた後も、感染防止を図りながら会務を継続し、当面段階的に再開に向けての準備を行うため、下記のとおり業務時間とさせていただきます。

御理解、御協力の程、よろしくお願いいたします。

なお、本内容は、今後の状況に応じて、随時、期間及び内容の見直しを行います。

記

【受付時間】

- ・ 期 間：令和2年6月1日（月）から6月26日（金）まで
- ・ 受付時間：午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

※現在、一般市民の方の司法書士会館の入館はお控えいただいております。